

## 質問書回答

2018年9月14日

「2018年度案件別外部事後評価:パッケージⅣ-2(インド、ルーマニア)」

(公示日:2018年9月5日/公示番号:180289)について、質問の回答は以下のとおりです。

| 通番 | 当該頁項目                              | 質問   | 回答   |
|----|------------------------------------|--|--|
| 1  | 別紙 2/2:業務指示書<個別条項><br>第 3 業務実施上の条件 | 業務実施のスケジュールは 2018 年 11 月から 2019 年 9 月まで(11 ヶ月)となっています。他のパッケージ(円借款案件 3 件)では、業務期間は 13 ヶ月となっているケースが大半のようですが、本業務の業務期間が 11 ヶ月となっているのはなぜでしょうか。 | スキーム(円借款、無償、技協)を問わず、3 件で 1 つのパッケージを構成している場合は、通常 11 カ月の業務期間で設定しています。<br>業務期間を 13 カ月としているのは、英文以外の外国語(西語、仏語、中国語等)での報告書等作成を指示している案件、通常とは異なる業務や調査事項を指示している案件(詳細分析、合同評価等)、事業構成が複雑な案件(サブコンポーネントが多数ある等)が含まれる場合です。本パッケージについては、そのいずれにも該当しないことから、標準の 11 カ月としています。 |

以上